

○国立大学法人筑波大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する法人細則

〔平成29年11月30日〕  
〔法人細則第18号〕  
改正 令和 元年法人細則第 2号  
令和 3年法人細則第10号  
令和 4年法人細則第 8号  
令和 5年法人細則第12号  
令和 6年法人細則第34号

国立大学法人筑波大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号。次条において「個人情報保護管理規則」という。）第47条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）の提供に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人細則において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。第4条において「規則」という。）及び個人情報保護管理規則において使用する用語の例による。

(匿名加工情報等の提供等)

第3条 法人は、法令に基づく場合又は保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合であって当該保有個人情報を加工して作成した匿名加工情報を当該第三者に提供するときを除き、匿名加工情報を提供してはならない。  
2 法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第4条 法人は、規則第53条で定めるところにより、定期的に、法人が保有している個人情報ファイル（法第110条の規定により個人情報ファイル簿に提案の募集をする個人情報ファイルである旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとする。

(事業に関する提案)

第5条 匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる者は、次に掲げる者とし、法人に対し、別記様式第1—1号又は別記様式第1—2号の匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書及び別記様式第2号の誓約書を提出することにより、これを行うことができる。

(1) 前条に規定する募集に応じて匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者

- (2) 第9条の規定に基づき個人情報ファイル簿に匿名加工情報の概要が記載された匿名加工情報（以下「作成された匿名加工情報」という。）をその事業の用に供しようとする者
- (3) 作成された匿名加工情報について第7条の規定に基づき匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者であって当該匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするもの

（提案の審査等）

第6条 法人は、前条第1号の提案又は同条第2号若しくは第3号の提案があったときは、当該提案が、それぞれ法第114条第1項各号又は同項第1号及び第4号から第7号までの基準（以下この条において「基準」という。）に適合するか否かを審査しなければならない。

- 2 法人は、前項の規定により基準に適合する旨の決定を行ったときは、別記様式第3-1号又は別記様式第3-2号の審査結果通知書に別記様式第4号の匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書を添えて、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。
- 3 法人は、第1項の規定により基準に適合しない旨の決定を行ったときは、別記様式第5-1号又は別記様式第5-2号の審査結果通知書により、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、法第115条の規定に基づき、法人との間で匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（匿名加工情報の作成）

第8条 法人は、匿名加工情報を作成するときは、法第116条の規定に基づき、保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、法人から匿名加工情報の作成の委託（再委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（個人情報ファイル簿への記載）

第9条 法人は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

（利用料）

第10条 匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、法人に対し、利用料を納めなければならない。

- 2 前項の利用料の額は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者（次号及び第3号に掲げる者を除く。）
    - 21, 000円に次に掲げる額の合計額を加算した額
    - ア 匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3, 950円
    - イ 匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
  - (2) 作成された匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者 前号の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
  - (3) 前2号の契約を締結した者であってその用に供する事業を変更する契約を締結するもの  
12, 600円

(契約の解除)

第11条 法人は、第7条に規定する匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が法第120条各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(安全確保の措置等)

第12条 法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第13条 法人は、法第121条第2項及び第3項の規定に基づき、匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、法人から匿名加工情報の取扱いの委託（再委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第14条 匿名加工情報等の取扱いに従事する法人の役員若しくは職員（派遣労働者を含む。）若しくはこれらの職にあった者又は法人から前条第2項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た匿名加工情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(雑則)

第15条 この法人細則に定めるもののほか、匿名加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令元．9．12法人細則2号）

この法人細則は、令和元年9月12日から施行する。

附 則（令3．3．18法人細則10号）

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4．3．24法人細則8号）

この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令5．7．10法人細則12号）

この法人細則は、令和5年7月10日から施行し、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令6．11．6法人細則34号）

この法人細則は、令和6年12月2日から施行する。

別記様式第1-1号（第5条関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号  
（ふりがな）  
住所又は居所  
（ふりがな）  
氏 名  
連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項の規定に基づき、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口  郵送

## 記載要領

(注1) 1. には、国立大学法人筑波大学基幹サイトにおいて公表されている個人情報ファイル簿において提案募集の対象である旨が記載されている個人情報ファイルのうち提案に係る「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

(注2) 2. には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。

(注3) 3. には、国立大学法人筑波大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。例えば、記録項目が「住所」であれば、「都道府県名のみで市町村名は不要」など、情報の項目やその程度を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号以外の不開示情報が含まれている場合には、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

(注4) 4. には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

なお、添付書類は、以下のとおりとする。

- ① 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- ② 提案をする者の本人確認書類（個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写し。法人その他の団体である場合は、登記事項証明書、印鑑登録証明書等（提案の日前6月以内に作成されたものに限る。））
- ③ その他国立大学法人筑波大学長が必要と認める書類
- ④ 委任状（代理人が提案をする場合に限る。）

(注5) 5. には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること（例えば、取り扱う者の権限及び責任の明確化、情報へのアクセス制限、盗難及び漏洩の防止等について具体的に記載）。

(注6) 6. には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

(注7) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1-2号（第5条関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書  
（作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案の場合）

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号  
（ふりがな）  
住所又は居所  
（ふりがな）  
氏 名  
連絡先電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条第1項の規定に基づき、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う（事業/事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口  郵送

## 記載要領

- (注1) 「□事業／□事業の変更」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- (注2) 1. には、個人情報の保護に関する法律第117条の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
- (注3) 2. には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- (注4) 3. には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること（例えば、取り扱う者の権限及び責任の明確化、情報へのアクセス制限、盗難及び漏洩の防止等について具体的に記載）。
- なお、添付書類は以下のとおりとする。
- ① 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
  - ② 提案をする者の本人確認書類（個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写し。法人その他の団体である場合は、登記事項証明書、印鑑登録証明書等（提案の日前6月以内に作成されたものに限る。））
  - ③ その他国立大学法人筑波大学長が必要と認める書類
  - ④ 委任状（代理人が提案をする場合に限る。）
- (注5) 4. には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（個人情報の保護に関する法律第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
- (注6) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



別記様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

（ふりがな）  
氏 名

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（ 第112条第1項/ 第118条第1項）の規定に基づき提案する者（及びその役員）が、同法第113条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

記載要領

- （注1） 「 第112条第1項/ 第118条第1項」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること（第112条第1項は新規で提案する場合をいい、第118条第1項は作成された匿名加工情報に関する提案をする場合をいう。）。
- （注2） 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずる者をいう。
- （注3） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項各号に掲げる基準の全てに適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人筑波大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って利用料を納付の上、別記様式第4号の「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を、 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 利用料

- (1) 納付すべき利用料の額
- (2) 利用料の納付方法
- (3) 利用料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

審 査 結 果 通 知 書  
（作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案の場合）

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準の全てに適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人筑波大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って利用料を納付の上、別記様式第4号の「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を、年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 利用料

- (1) 納付すべき利用料の額
- (2) 利用料の納付方法
- (3) 利用料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第4号（第6条関係）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第115条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

（注1） 行政機関等匿名加工情報の利用料の額は、「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。

（注2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5-1号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

別記様式第5－2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案の場合）

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報とその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）